

令和8年1月21日からの大雪による被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。
※下線部は、前回からの変更箇所

令和8年2月5日
8時30分現在
内閣府

1 気象状況（気象庁情報：2月5日7:00現在）

(1) 気象の概況

- 1月21日から25日にかけて、日本付近は強い冬型の気圧配置が続き、北日本から西日本にかけての日本海側や、東日本から西日本の内陸で大雪となった。
- その後も日本海側を中心に降雪が続いて、北海道地方から近畿地方では積雪の深さが平年の2倍以上になっている所がある。特に、北海道の西岸を南下した低気圧やJPCZ（日本海寒帯気団収束帯）の影響で、日本海から発達した雪雲が流れ込み、北海道地方や北陸地方、近畿地方、中国地方では降雪が強まり、短時間で急激に積雪が増えた所があった。
- 5日から6日は日本海から低気圧が急速に発達しながら北海道地方を通過し、その後、8日にかけて強い冬型の気圧配置となる。これらの影響で、6日から7日は、北日本では警報級の暴風雪となり、北海道地方では波が高まって警報級の高波になるおそれがある。
- 6日から7日には北海道地方では、8日には北日本から西日本の日本海側では降雪が強まって警報級の大雪となるおそれがあり、普段雪の少ない九州や四国でも雪が降る所がある。また、7日には本州の南海上に前線がのびる影響で、東日本や西日本の太平洋側でも雪が降る所がある見込み。
- 9日は冬型の気圧配置が西から次第に緩み、その後は寒気の影響は弱まる。
- 暴風雪に警戒し、大雪による交通障害、高波に注意・警戒。1月21日からの大雪により、積雪の多くなっている所では屋根からの落雪、建物や農業施設への被害、なだれに注意。

2 人的・住家被害等の状況（消防庁情報：2月5日8:30現在）

(1) 人的・住家被害

都道府県	人 の 被 害							住 家 被 害					
	死者	うち 災害関連死者	行 方 不明者	負 傷 者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計
				重傷	軽傷	小計							
北海道	4			1	1	2	6						
青森県	4			30	84	114	118				3	7	10
岩手県	1			1	4	5	6						
秋田県	7			22	17	39	46						
山形県	5			24	19	43	48						
福島県					1	1	1						
群馬県					4	4	4						
新潟県	14			52	91	143	157					7	7
富山県					7	7	7						
石川県				3	12	15	15		1				1
福井県				7	28	35	35					2	2
長野県	1				3	3	4						
京都府	1			1		1	2						
兵庫県				1		1	1						
島根県	1						1						
合 計	38			142	271	413	451		1		3	16	20

《死者の内訳》

【北海道】札幌市 1 人、留寿都村 1 人、羽幌町 1 人、中頓別町 1 人

【青森県】青森市 2 人、五所川原市 1 人、鱒ヶ沢町 1 人

【岩手県】花巻市 1 人

【秋田県】横手市 2 人、湯沢市 1 人、大仙市 2 人、小坂町 1 人、美郷町 1 人

【山形県】鶴岡市 1 人、新庄市 1 人、東根市 1 人、大石田町 1 人、最上町 1 人

【新潟県】新潟市 1 人、長岡市 2 人、柏崎市 1 人、小千谷市 1 人、十日町市 3 人、見附市 1 人、妙高市 1 人、上越市 2 人、佐渡市 1 人、魚沼市 1 人

【長野県】飯山市 1 人

【京都府】京丹後市 1 人

【島根県】安来市 1 人

(2) 避難指示等の状況

避難指示等の発令なし

3 避難所の状況（内閣府情報：2月5日 8:00 現在）

県名	避難所数	避難者数
青森県	<u>9</u>	0
合 計	<u>9</u>	0

4 その他の状況

(1) ライフラインの状況

①水道（国土交通省情報：2月5日 7:30 現在）

・ 1 県 1 自治体の断水はすべて解消。

【県】 市町村名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【愛媛県】				
西予市	28	0	1/22～27	・ 水道管の凍結 （断水解消済）
合計	28	0		

②電力（経済産業省情報：2月5日 7:30 現在）

ア 停電状況

●新潟県で約 10 戸の停電が発生しているが、巡視・復旧作業を順次進めている。

<東北エリア>

○停電情報 管内合計：10 戸未満（2/5 7:30 時点）

新潟県 10 戸未満（長岡市 10 戸未満）

最大停電戸数 約 1,300 戸（2/4 12:00 時点）

<中部エリア>

○停電解消済み

最大停電戸数 約 510 戸 (1/26 12:00 時点)

<北陸エリア>

○停電解消済み

最大停電戸数 約 440 戸 (1/26 2:00 時点)

<関西エリア>

○停電解消済み

最大停電戸数 約 1,140 戸 (1/22 4:00 時点)

<中国エリア>

○停電解消済み

最大停電戸数 約 1,390 戸 (1/25 17:00 時点)

イ 電力需給

●電力需給について、現時点で問題なし。

③ガス関係（経済産業省情報：2月5日 7:30 現在）

ア 都市ガス

現時点で被害情報なし。

イ コミュニティガス

現時点で被害情報なし。

ウ 熱供給事業

現時点で被害情報なし。

エ LP ガス

現時点で被害情報なし。

④高圧ガス・火薬類（経済産業省情報：2月5日 7:30 現在）

ア 高圧法および石炭法に係る設備

現時点で被害情報なし。

イ 鉱山及び火薬関係

現時点で被害情報なし。

⑤製油所・油槽所、SS（経済産業省情報：2月5日 7:30 現在）

ア 製油所・油槽所

現時点で被害情報なし。

イ SS

現時点で被害報告なし。

⑥通信関係（総務省情報：2月5日8:00 現在）

	事業者（サービス名）	被害状況等
（注1） 固定	NTT 東日本	・被害情報なし
	NTT 西日本	・被害情報なし
	NTT ドコモビジネス	・被害情報なし
	KDDI	・被害情報なし
	ソフトバンク	・被害情報なし
携帯 番号等	NTT ドコモ	・復旧済み
	KDDI (au)	・復旧済み
	ソフトバンク	・被害情報なし
	楽天モバイル	・被害情報なし

（注1） 事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

⑦防災行政無線（総務省情報：2月5日8:00 現在）

- ・都道府県防災行政無線：被害情報なし
- ・市町村防災行政無線：被害情報なし

（注）自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

⑧放送関係（総務省情報：2月5日8:00 現在）

被害情報なし

（2）原子力施設関係（原子力規制庁情報：2月5日8:00 現在）

異常なし

（3）道路（国土交通省情報：2月5日5:30 現在）

①高速道路

ア 被災による通行止め：なし

イ 大雪等による通行止め：なし

②有料道路

ア 被災による通行止め：なし

イ 大雪等による通行止め：なし

③直轄国道

ア 被災による通行止め：なし

イ 大雪等による通行止め：なし

④補助国道

ア 被災による通行止め：1 路線 1 区間

- ・国道 417 号（福井県今立郡池田町）：倒木

イ 大雪等による通行止め：なし

⑤都道府県道等

ア 被災による通行止め：3県4区間

- ・新潟県 2区間（雪崩2）
- ・岐阜県 1区間（法面崩落）
- ・滋賀県 1区間（倒木）

イ 大雪等による通行止め：なし

⑥孤立集落

なし

※この他に、青森県で2/4_5:30以降に孤立発生～解消となった集落あり

⑦自治体への支援：情報連絡本部等を開催し、支援要請を確認して下記を実施。

ア 大型除雪機械による支援

- ・北海道札幌市：ロータリ除雪車5台貸与
除雪ドーザ4台貸与
油圧ショベル2台貸与
ダンプトラック38台貸与
- ・秋田県大館市：ロータリ除雪車2台貸与
- ・秋田県北秋田市：ダンプトラック4台貸与
- ・秋田県藤里町：ロータリ除雪車1台貸与

イ 小型除雪機械による支援（ハンドガイド等）

- ・青森県青森市：小型除雪機8台追加貸与（計13台）
- ・青森県弘前市：小型除雪機5台追加貸与（計11台）
- ・青森県鰺ヶ沢町：小型除雪機4台追加貸与（計5台）
- ・青森県平内町：小型除雪機1台追加貸与（計1台）
- ・秋田県大館市：小型除雪機3台追加貸与（計3台）

※上記の他に全国の市町村に対して、約350台を貸与済み

ウ スクラム除雪（連携除雪）

- ・青森県弘前市：1月27日実施済
- ・福井県敦賀市：1月31日実施済
- ・青森県青森市：2月3日実施済
- ・青森県藤崎町：2月4日実施済

⑧防災道の駅・道の駅活用情報等

[被災情報：なし]

[活用情報等：なし]

(4)交通機関

①鉄道（国土交通省情報：2月5日7:00現在）

ア 施設被害

被害情報なし

イ 運行状況

＜新幹線＞

- ・ 運転を見合わせている路線：なし
- ・ 今後、見合わせを予定している路線：なし

＜在来線＞

- ・ 運転を見合わせている路線：3 事業者 8 路線
- ・ 今後、見合わせを予定している路線：なし

②航空（国土交通省情報：2月4日 23:00 現在）

【2月4日】欠航：なし

【2月5日】欠航予定：なし

③物流・自動車（国土交通省情報：2月4日 23:00 現在）

ア 高速バスの運休状況

北海道発着便を中心に 1 事業者 2 路線運休、 2 事業者 2 路線一部運休

イ 路線バスの状況

北海道、秋田県、新潟県内を中心に 3 事業者 19 路線運休、 6 事業者 51 路線一部運休

ウ 宅配便の状況

5 事業者で一部地域の集配遅延等

④海事（国土交通省情報：2月4日 21:00 現在）

○東北、九州地方発着便を中心に 3 事業者 3 航路運休

(5)河川（国土交通省情報：2月5日 8:30 現在）

被害情報なし

(6)ダム（国土交通省情報：2月5日 8:30 現在）

被害情報なし

(7)砂防（国土交通省情報：2月5日 8:30 現在）

被害情報なし

(8)港湾（国土交通省情報：2月5日 6:30 現在）

○敦賀港

- ・ フェリーターミナル（D 岸壁）、コンテナターミナル（A 岸壁）、RORO ターミナル（B 岸壁）において、荷役停止していたが、除雪作業が完了し、荷役再開（1/23）。
- ・ 臨港道路（1号線、2号線、3号線）において、車両の滞留が発生。除雪作業により、解消済み（1/23）。

○金沢港

- ・ コンテナターミナル（御供田岸壁）において荷役停止、除雪作業を実施（1/25～26）。
- ・ 1/27 より荷役再開。

○直江津港

- ・ コンテナターミナル（東埠頭4号岸壁）において、一時的に荷役停止していたが、除雪作業が完了し、15:00 より荷役再開（1/26）。

○福井港

- ・ F 護岸の管理道路において、護岸越波により舗装が幅 9 m、距離約 28mにわたり剥離やひび割れが発生。なお、港湾利用に影響なし。

(9)住宅・建築物（国土交通省情報：2月5日8:30現在）
被害情報なし

(10)下水道関係（国土交通省情報：2月5日8:30現在）
被害情報なし

(11)医療関係（厚生労働省情報：2月5日8:30現在）

①医療施設の被害状況
現時点で被害報告無し。

②医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係
現時点で被害報告無し。

(12)社会福祉施設等関係（厚生労働省情報：2月5日8:30現在）

①高齢者関係施設の被害状況
青森県弘前市の1施設について建物被害あり(2/2)。

②障害者関係施設の被害状況
現時点で被害報告なし。

③その他施設の被害状況
秋田県北秋田市の救護施設1施設について建物被害あり(2/4)。

(13)保健・衛生関係（厚生労働省情報：2月5日8:30現在）

①人工透析患者の安否
現時点で被害報告無し。

(14)薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係（厚生労働省情報：2月5日8:30現在）

①薬局、薬剤師
現時点で被害報告なし。

②輸血用血液製剤の供給
現時点で被害報告なし。

③毒物劇物
現時点で被害報告なし。

(15)児童福祉施設等関係（こども家庭庁情報：2月5日8:00現在）
児童福祉施設等の被害状況
→現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(16)障害児施設関係（こども家庭庁情報：2月5日8:00現在）
障害児施設の被害状況
→現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(17)農林水産関係（農林水産省情報：2月5日8:30現在）

①農作物等の被害
<青森県>

- ・畜産用施設 3 件の被害
- <秋田県>
 - ・樹体（なし）の裂傷被害
 - ・農業用ハウス 34 件の被害
 - ・畜産用施設 11 件の被害
- <新潟県>
 - ・農業用ハウス 3 件の被害
 - ・農業用倉庫・処理加工施設等 1 件の被害
 - ・畜産用施設 1 件の被害
- <富山県>
 - ・果樹棚（ぶどう）3 件の倒壊被害
 - ・樹体（りんご、もも）の枝折れ被害
- <福井県>
 - ・農業用ハウス 84 件の被害
 - ・生乳の廃棄（1 月 23 日から 25 日にかけて集乳不能 3 戸）

②林野関係の被害情報

- <新潟県>
 - ・特用林産施設（きのこ栽培施設） 1 か所で被害

③水産関係の被害情報

- <福井県>
 - ・漁船 3 隻が転覆の被害
- <京都府>
 - ・漁船 1 隻が転覆の被害
- <兵庫県>
 - ・漁船 3 隻が転覆の被害

（18）文教施設関係（文部科学省情報：2月5日 8:30 現在）

(i) 人的被害情報

被害報告なし（情報収集中）

(ii) 物的被害情報

都道府県名	国立学校 施設(校)	公立学校 施設(校)	私立学校 施設(校)	社会教育・体育・ 文化施設等(施 設)	文化財等(件)	独立行政法人等 (施設)	計
北海道	1						1
青森県		15	1	1			17
秋田県				2			2
新潟県		1	3	1			5
石川県			1	4			5
計	1	16	5	8			30
5道県	大学 1	小中 7 5 高 2 2 特別	幼 2 高 2 専各 1	社教 青少 文化 3 1 4			

主な被害状況：雪の圧による玄関ガラス戸割れ、雪庇による屋根軒先等の破損 等

(iii) 休校・短縮授業となっている学校等（2/4 12:00 時点）

都道府県 名	国立学校 施設(校)		公立学校 施設(校)		私立学校 施設(校)		社会教育・体育・ 文化施設等(施 設)		文化財等(件)		独立行政 法人等(施設)		計	
	休校	短縮	休校	短縮	休校	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休校等	短縮
北海道						2								2
青森県			65	10	2	1							67	11
計			65	10	2	3							67	13
2道県			小中	40 19	中	1	1							
			高	6	6高	1	2							
			特別	4										

※全国の都道府県教育委員会等関係機関において、入学者の選抜の実施に際し、大雪により実施を中止または延期したとの報告は現時点ではなし。引き続き情報を収集中。

(19) 郵政関係（総務省情報：2月5日 8:00 現在）

①窓口業務関係

日本郵便：
 <窓口休止>
 窓口業務再開

②集配関係

集配業務再開

(20) 法務関係（法務省情報：2月5日 8:00 現在）

①人的被害

被害等情報なし

②収容施設の被害

被害等情報なし

③その他施設の被害

被害等情報なし

(21) 金融機関等（金融庁情報：2月4日 17:00 現在）

被害なし

5 政府の主な対応

(1) 官邸の対応

- 1月20日 14:30 情報連絡室
- 1月21日 16:00 官邸対策室改組

(2) 総理指示

1. 国民に対し、避難や大雪等に関する情報提供を適時的確に行うこと
2. 地方自治体、関係機関とも緊密に連携し、ライフライン・交通の確保に万全を期すこと
3. 被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、人命第一の方針の下、政府一体となって、災害応急対策に全力で取り組むこと

(3) 関係閣僚会議の実施

- 1月21日 17:00 関係閣僚会議開催
- 2月3日 8:10 関係閣僚会議開催

(4) 関係省庁局長級会議の実施

- 2月2日 16:15 関係省庁局長級会議開催

(5) 関係省庁災害警戒会議の実施

- 1月20日 14:30 関係省庁災害警戒会議開催

(6) 災害救助法の適用

- 1月29日 18:00 青森県(7市6町1村) (法適用日 1月29日)
- 1月30日 18:30 青森県(1町) (法適用日 1月30日)
- 2月2日 15:00 青森県(3町3村) (法適用日 2月2日)
- 16:00 新潟県(2市) (法適用日 2月2日)
- 2月3日 13:00 新潟県(1市) (法適用日 2月3日)
- 17:30 秋田県(4市2町1村) (法適用日 2月3日)
- 2月4日 12:00 新潟県(1市) (法適用日 2月4日)
- 17:00 山形県(1市1町1村) (法適用日 2月4日)

6 各省庁の主な対応

(1) 内閣府

- 1月20日 14:30 内閣府情報連絡室設置
- 1月21日 16:00 内閣府情報対策室設置
- 2月2日～ 地域防災リエゾンを2名青森県へ派遣中

(2) 気象庁

- 気象庁本庁災害対策本部 (1/20 15:00、1/21 18:40、1/23 15:00、2/3 16:30)
- 気象庁では気象情報等を適時に発表し、報道機関を通じて警戒を呼びかけている。
- 国土交通省関係部局と共同で19日(月)14時に「大雪に対する国土交通省緊急発表」を行い、大雪等への警戒を呼びかけた。
- 各地の気象台は、気象警報等を適時に発表するとともに、JETT(気象庁防災対応支援チーム)の派遣やホットライン、地方整備局等との合同での記者発表、説明会等により、警戒を要する自治体等に今後の見通しについて説明を行っている。

(3) 警察庁

① 交通規制実施状況 (2/5 6:15 現在 交通局調べ)

ア 交通規制実施状況

- (i) 高速道路
通行止め規制なし
- (ii) 一般道路(国道及び県道)
23道府県 179区間において、道路管理者等による通行止め規制が実施され、現在、

4 道県 8 区間で継続中

イ 交通安全施設障害状況

- (i) 信号機の滅灯
青森県（2基）、長野県（7基）、京都府（3基）の3府県において信号機12基が滅灯したが、全て復旧済み。
- (ii) 信号機等の損壊
なし

②体制

警察庁は、警備第三課長を長とする災害情報連絡室を設置（1/20 14:30）

※ 官邸は同時刻、情報連絡室を設置

⇒ 警察庁は、警備局長を長とする災害警備本部に改組（1/21 16:00）

※ 官邸は同時刻、官邸対策室に改組

関係都道府県警察では所要の警備態勢を確立

③警察活動

○警察庁、管区警察局及び関係都道府県警察は、関連情報の収集等を実施

○北海道警察は、新千歳空港において多くの利用者が足止めになっていたため、千歳署員及び警戒中の機動隊員で空港内のパトロールを実施（1/25～1/26）

○警察ヘリ

- ・1/26 北海道
- ・1/28 秋田、福井
- ・1/30 千葉

(4) 消防庁

- | | | |
|-------|--------|---|
| 1月20日 | 14時30分 | 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制） |
| | 14時55分 | 全都道府県及び市区町村に対し「令和8年1月21日からの大雪についての警戒情報」を発出 |
| 1月21日 | 16時00分 | 消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第3次応急体制） |
| | 17時40分 | 全都道府県及び市区町村に対し「令和8年1月21日からの大雪に関する関係閣僚会議における内閣官房長官発言要旨」等を周知 |
| 2月 3日 | 9時30分 | 全都道府県及び市区町村に対し「令和8年1月21日からの大雪に関する関係閣僚会議（第2回）における内閣総理大臣発言要旨」等を周知 |

(5) 海上保安庁

1. 体制

(1) 海上保安庁

1月21日午後4時00分 海上保安庁対策本部設置

2. 対応状況

(1) 巡視船艇、航空機の即応体制確保

(2) 海の安全情報 1件

海の安全情報：広く海域利用者に対し、気象・海象の現況、気象警報・注意報の発表、大雪や発達した低気圧に伴う事故防止の注意喚起等の情報を提供（テレホンサービス、インターネット、メール）

3. 港湾における避難勧告等の発出

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 第一体制（港外避難準備（警戒）勧告） | なし |
| (2) 第二体制（港外避難勧告） | なし |
| (3) 湾外避難勧告等の発出状況 | なし |
| (4) 臨海部の施設周辺海域での錨泊制限の発出状況 | なし |

4. 被害状況

<1月23日>

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異状なし。流出した燃料の防除措置済み。（福井県：1隻）

<1月25日>

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異常なし。（福井県：1隻、兵庫県：1隻）

<1月26日>

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異状なし。（兵庫県：5隻）

<1月30日>

係留中の無人小型船舶が積雪により、転覆・水没。人命に異常なし。（福井県：1隻）

計9隻

(6) 防衛省

① 災害派遣要請

連番	要請日時	撤収日時	要請元	要請先	活動場所	活動内容
1	2月1日(日) 22時00分		青森県知事	陸上自衛隊 第9師団長	青森県青森市	除排雪等

② 防衛省・自衛隊の対応

【青森県】

○ 2月1日2200、青森県知事から陸上自衛隊第9師団長（青森）に対し、自力で除排雪を行うことができない一人暮らしの高齢者世帯等の屋根の除排雪等に係る災害派遣要請があり、同時刻受理。

○ 昨日（4日）、第5普通科連隊の隊員（約120名）が青森市新城山田地区、大野前田地区、駒込月見野地区、奥内川内地区、諏訪沢野田地区の高齢者世帯等の屋根の除排雪を実施済。

○ 本日（5日）も、引き続き、自治体と調整のうえ、高齢者世帯等の屋根の除排雪を実施予定（自治体と細部調整中）。

<連絡員の派遣状況>

○ 青森県庁×2名（第9師団司令部×2名）

○ 青森市役所×4名（第5普通科連隊×2名、第9師団司令部×2名）

【防衛省の体制】

・ 1月20日 14時30分 防衛省災害対策連絡室設置

・ 1月21日 16時00分 防衛省災害対策室へ改組

③ 部隊等の情報収集態勢

現時点において、6部隊が情報収集態勢を強化し情報収集活動を実施中。

- ・ 陸上自衛隊東北方面総監部（仙台・宮城県仙台市）
- ・ 陸上自衛隊第9師団司令部（青森・青森県青森市）
- ・ 陸上自衛隊第5普通科連隊（青森・青森県青森市）
- ・ 陸上自衛隊第9通信大隊（青森・青森県青森市）
- ・ 陸上自衛隊第9化学防護隊（青森・青森県青森市）
- ・ 陸上自衛隊第9後方支援連隊（八戸・青森県八戸市）

（7）総務省

○1月20日（火）14時30分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置。

○電波利用料

1月29日（木）以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

（8）財務省

○1月20日14時30分 財務省災害情報連絡室設置

（9）文部科学省

○文部科学省災害情報連絡室（室長：参事官（施設防災担当））を設置。（令和8年1月20日14時30分）

○全国の教育委員会、公私立大学、国立大学法人に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。（令和8年1月20日）

＜日本学生支援機構＞

・独立行政法人日本学生支援機構は、

1. 災害救助法適用地域の世帯の学生等に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急

採用・応急採用

2. 奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出

3. 居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生等からの支援金の申請を受付。

（令和8年1月30日プレスリリース）

（10）厚生労働省

1. 厚生労働省における対応

（1）1/20 14:30 厚生労働省災害情報連絡室設置

2. 医療関係

（1）医療関係全般

各都道府県に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（1/20）。

1月29日 青森県 EMIS 警戒モードに切り替え

2月3日 秋田県 EMIS 警戒モードに切り替え

（2）医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（1/20）。

3. 社会福祉施設等関係

各道府県・指定都市・中核市に対し、大雪等の影響による社会福祉施設等の被害情報を収集する体制の確保や停電時の支援体制を確保するとともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。

併せて、道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(1/20)

4. 保健・衛生関係

(1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(1/20)

(2) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県宛に発出(1/29)。

※「【事務連絡】令和8年1月21日からの大雪に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和8年1月29日付け関係課連名事務連絡)

5. 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(1/20)。

(2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者(日本赤十字社)に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(1/20)。

(3) 毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(1/20)。

6. 労働関係

(1) 職業安定関係

○雇用保険関係

・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示(1/29)。(事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」)

①災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等

②被災地域の受給資格者に対する配慮(失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等)を行うこと

(2) 労働基準関係

・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示(1/30)。(事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について(令和8年1月21日からの大雪に伴う災害)」)

①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化

②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施

③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

(3) 勤労者生活関係

○勤労者退職金共済機構

・被災した共済契約者(事業場)の掛金についての納付期限の延長、支払手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知(2/2)

・被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被

害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（2/2）

○労働金庫（ろうきん）

- ・通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施等について、労働金庫のホームページにて周知（東北労働金庫（1/30）、新潟労働金庫（2/3）、中央労働金庫（2/3））

7. 障害者支援関係

- （1）災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/29 青森県、2/2 新潟県、2/3 秋田県、2/4 山形県）
- （2）特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について
特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請

8. 医療保険関係

○被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/29）。

※「令和8年1月21日からの大雪に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」（令和8年1月29日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/29）。

○全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和8年1月29日付け保険局保険課事務連絡）を送付（1/29）

○各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和8年1月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（1/29）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和8年1月21日からの大雪に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」

（令和8年1月29日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（1/29）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知

○被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（1/29、1/30、2/2、2/3、2/4）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/29、1/30、2/2、2/3、2/4）。

※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和8年1月29日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（1/29）。

※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける

「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その２）」（令和８年１月３０日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（１/３０）。

※「令和８年１月２１日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その３）」（令和８年２月２日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（２/２）。

※「令和８年１月２１日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その４）」（令和８年２月３日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（２/３）。

※「令和８年１月２１日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その５）」（令和８年２月４日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（２/４）。

※「令和８年１月２１日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その６）」（令和８年２月４日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（２/４）。

９．年金関係

○市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう周知について通知を発出するとともに、日本年金機構に対しても指示（１/２９）

○日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出（１/２９）

○承継年金住宅融資等債権管理回収業務における元金及び利息の返済猶予及び返済期間の延長と、返済猶予期間中の利率の軽減について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページより周知（１/３０）

１０．介護保険関係

（１）被災した要介護高齢者等への対応について

○災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（１/２９ 青森県、２/２ 新潟県、２/３ 秋田県、２/４ 山形県）

○当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（１/２９、２/２、２/３、２/４）。

○また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（１/２９、２/２、２/３、２/４）。

（２）被災に係る介護報酬等の取扱いについて

○要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（１/２９）。

１１．消費生活協同組合関係

○国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への

共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を発出（1/30）。

（１１）農林水産省

○各部局における取組状況

[本省]

- ・大臣官房地方課災害総合対策室に農林水産省情報連絡室を設置
（１月２０日（火）１４時３０分）
- ・農林水産省緊急自然災害対策本部に改組
（１月２１日（水）１６時００分）
- ・農林水産省緊急自然災害対策本部（第１回）を持ち回り開催
（１月２１日（水）１７時５４分）
- ・農林水産省緊急自然災害対策本部（第２回）を持ち回り開催
（２月３日（火）９時００分）

<林野庁>

- ・各森林管理局及び各地方自治体の関係部局に対し、連絡体制を確認
（１月２０日（火））

<水産庁>

- ・水産庁災害情報連絡会議を開催
（１月２０日（火）１６時４４分）

（１２）経済産業省

１月１９日（月）１２：３１に災害連絡室を設置。

- ・電力・ガスの事業者や業界団体に対して、事前の準備、警戒・連絡体制の構築、緊密な情報共有を要請。（１月１９日（月）および１月２６日（月））
- ・燃料の事前確保や停電時の屋内での発電機使用を控えるよう注意喚起するとともに、切れた電線・電柱等には感電の危険があるため近づかないことを、SNSを通じて呼び掛けを実施（１月２８日（水））
- ・災害救助法の適用を受けて、現地の商工会議所等に特別相談窓口を設置するとともに、被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会による通常とは別枠で１００％保証を行うセーフティネット保証４号の適用による資金繰り支援等の措置を講じる。
（１月３０日（金）以降）

（１３）国土交通省

①体制等

(1)大雪に対する国土交通省緊急発表(1/19)

(2)各地域における国民への呼びかけを実施（記者会見※、記者発表）

（東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国）

※記者会見等

1/19 15:00 北陸地整、北陸信越運輸局、新潟地方気象台、NEXCO 東日本・中日本

1/21 10:00 中部地整、中部運輸局、名古屋地方気象台、NEXCO 中日本、名古屋高速道路公社

1/21 10:00 近畿地整、中部運輸局、近畿運輸局、大阪管区気象台、NEXCO 中日本・西日本

(3) 大臣指示 (1/21)

(4) 国土交通省特定災害対策本部会議 (第 1 回 1/21、第 2 回 2/3)

(5) 国土交通省災害対策連絡調整会議 (1/20)

(6) 体制等

○非常体制：本省

○警戒体制：気象庁、国土地理院、東北地整

○注意体制：北海道開発局、北海道運輸、東北運輸、北陸地整、近畿運輸

②ホットライン構築状況

○1 府 7 県 8 市 9 町 1 村と構築済み

都道府県	ホットライン構築数
青森県	1 県 4 市 7 町 1 村
秋田県	1 県 1 市
山形県	1 県
石川県	1 市
岐阜県	2 市 2 町
福井県	1 県
滋賀県	1 県
京都府	1 府
兵庫県	1 県
鳥取県	1 県

③TEC-FORCE 等【現時点派遣なし】(これまでのべ 167 人・日)

○リエゾン：【現時点派遣なし】(これまでのべ 10 人・日)

○JETT：【現時点派遣なし】(これまでのべ 47 人・日)

○被災状況調査班等：【現時点派遣なし】(これまでのべ 110 人・日)

リエゾン派遣先		派遣元	～2/4 10	2/5 0	合計 10
都道府県	市町村等				
青森県	青森県庁	東北地整	2	0	2
秋田県	秋田県庁	東北地整	2	0	2
秋田県	秋田県庁	東北運輸	2	0	2
NEXCO 中日本	金沢支社	近畿地整	2	0	2
NEXCO 中日本	金沢支社敦賀 保全サービス センター	近畿地整	2	0	2

JETT 派遣先		派遣元	～2/4 47	2/5 0	合計 47
都道府県	市町村等				
北海道	札幌市	札幌管区気象台	2	0	2
青森県		仙台管区気象台	2	0	2

秋田県		仙台管区气象台	2	0	2
秋田県	能代市	仙台管区气象台	2	0	2
秋田県	北秋田市	仙台管区气象台	2	0	2
秋田県	藤里町	仙台管区气象台	2	0	2
秋田県	大館市	仙台管区气象台	2	0	2
新潟県		東京管区气象台	2	0	2
富山県		東京管区气象台	2	0	2
石川県		東京管区气象台	16	0	16
福井県		東京管区气象台	2	0	2
岐阜県		東京管区气象台	5	0	5
三重県		東京管区气象台	2	0	2
鳥取県		大阪管区气象台	2	0	2
島根県		大阪管区气象台	2	0	2

被災状況調査班等派遣先		派遣元	班	詳細	～2/4	2/5	合計
都道府県	市町村等				110	0	110
福井県	福井河川 国道事務所	近畿地整	先遣調査班	乗員保護に備え待機	40	0	40
福井県	福井河川 国道事務所 敦賀維持出張所	近畿地整	先遣調査班	乗員保護に備え待機	24	0	24
福井県	国道 8 号	近畿地整	現地支援班	乗員保護 (物資配布) ※撤収済	12	0	12
滋賀県	滋賀国道事務所	近畿地整	先遣調査班	乗員保護に備え待機	12	0	12
滋賀県	滋賀国道事務所 彦根維持出張所	近畿地整	先遣調査班	乗員保護に備え待機	18	0	18
鳥取県	鳥取河川 国道事務所	中国地整	先遣調査班	乗員保護に備え待機	4	0	4

④災害対策用機械等【再掲】

ア 大型除雪機械による支援

- ・北海道札幌市：ロータリ除雪車 5 台貸与
除雪ドーザ 4 台貸与
油圧ショベル 2 台貸与
ダンプトラック 38 台貸与
- ・秋田県大館市：ロータリ除雪車 2 台貸与
- ・秋田県北秋田市：ダンプトラック 4 台貸与
- ・秋田県藤里町：ロータリ除雪車 1 台貸与

イ 小型除雪機械による支援（ハンドガイド等）

- ・青森県青森市：小型除雪機 8 台追加貸与（計 13 台）

- ・青森県弘前市：小型除雪機5台追加貸与（計11台）
 - ・青森県鰺ヶ沢町：小型除雪機4台追加貸与（計5台）
 - ・青森県平内町：小型除雪機1台追加貸与（計1台）
 - ・秋田県大館市：小型除雪機3台追加貸与（計3台）
- ※上記の他に全国の市町村に対して、約350台を貸与済み

（14）環境省

【省全体関係】

- 環境省災害情報連絡室を設置（1月20日）
- 環境省災害対策チームに改組（1月21日）

【災害廃棄物関係】

- 災害廃棄物対策室から北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州地方環境事務所へ被害情報の収集を指示（1月20日）
- 災害廃棄物処理等に関して以下の事務連絡を各都道府県に発出（1月21日）
 - ・令和8年1月21日から見込まれる大雪への備えについて（周知）

（15）金融庁

- ・1月30日、2月3日及び2月4日、青森県、新潟県及び秋田県において、令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法の適用を決定したことを受け、東北財務局及び関東財務局において、日本銀行との連名で、青森県、新潟県及び秋田県内の金融機関等に対して「令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について」を発出。

（16）こども家庭庁

①児童福祉施設等関係

ア 利用者関係

- 被災した教育・保育給付認定保護者等に対して、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分についても国と地方の補助割合に従い補助対象とする。（1月29日）
- 災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨の運営基準規定を周知し、各施設等における利用定員の弾力化について配慮を要請。（1月29日）
- 臨時休園等期間中に利用料が発生している場合には、その利用料分を減算することなく施設等利用費の支給を行うことを認める。（1月29日）
- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと。（1月29日）
 - ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること。（1月29日）
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
 - 定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。（1月29日）

イ 事業者関係

- 被災者に対する子育て短期支援事業の取り扱いについて
 - 子ども・子育て支援交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助（ショートステイ）事業について、被災したことにより一時的に養護を必要とする

家庭が対象に含まれていること、利用日数等の弾力的な取扱いを行うことについて各都道府県に周知。(1月29日)

- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。(1月29日)

ウ その他

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童手当の認定等に係る添付書類の取扱いや申請等が遅れた場合の措置。(1月29日)
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置(1月29日)
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等(1月29日)
- 各都道府県等に対し、避難所における妊産婦及び乳幼児に対する健康管理等に関する支援のポイントなどをまとめた事務連絡を送付し、保健師、助産師等の方々への周知を要請。(1月29日)
- 公費負担医療(療育の給付、養育医療)について、医療受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に周知。(1月29日)
- 児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて
人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(1月29日)

②障害児施設関係

ア 利用者関係

- 災害により被災した要援護障害者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請。(1月29日)
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(1月29日)

イ 事業者関係

- 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて
人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(1月29日)

ウ その他

- 障害児者の安否確認等について
市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(1月29日)

7 都道府県における災害対策本部の設置状況

(1) 災害対策本部

①設置

【青森県】	1月29日	9時00分	豪雪対策本部	設置
【秋田県】	2月 3日	13時00分	災害対策本部	設置
【山形県】	2月 4日	13時00分	豪雪災害対策本部	設置

【新潟県】	2月 2日 12時00分	豪雪災害対策本部	設置	
【石川県】	1月21日 22時06分	災害対策本部	設置 → 1月26日 17時00分	廃止
【三重県】	1月22日 7時30分	災害対策本部	設置 → 1月22日 15時40分	廃止
【鳥取県】	1月25日 6時00分	災害対策本部	設置 → 1月25日 16時00分	廃止